

「裁判員経験者の意見交換会」議事要録

1 日 時 令和2年2月21日（金）午後2時30分から午後4時45分まで

2 場 所 静岡地方裁判所浜松支部裁判員候補者待機室（5階）

3 参加者等

司 会 三 角 比 呂（静岡地方裁判所長）

裁判官 山 田 直 之（静岡地方裁判所浜松支部刑事部部総括判事）

検察官 大 作 顕 子（静岡地方検察庁浜松支部検事）

弁護士 和 光 学（静岡県弁護士会浜松支部所属）

裁判員等経験者1番 50代・女性・会社員

裁判員等経験者2番 30代・男性・会社員

裁判員等経験者3番 50代・女性・派遣

裁判員等経験者4番 40代・男性

裁判員等経験者5番 30代・男性・会社員

裁判員等経験者6番 女性・会社員

裁判員等経験者7番 70代・男性・無職

浜松司法記者クラブ記者 4人

4 議事要旨

司会者

それでは、皆様、お待たせいたしました。ただいまから、裁判員経験者の皆様方の意見交換会を始めさせていただきます。本日、この会の司会進行は静岡地方裁判所長の三角が務めさせていただきます。今日は、どうぞよろしく願いいたします。

裁判員経験者の皆様方には、お忙しい中御参加いただきまして、誠にありがとうございます。裁判員制度は平成21年5月から始まって

おりますが、昨年に既に10年という節目を迎えました。この間、皆様方をはじめとして、国民の皆様方の御理解、御協力によっておおむね安定した運用が積み重ねられてきているというふうに思っておりますが、なお今後も改善・工夫すべき点がないかどうかは、不断に見ていかなければならないと考えておるところです。

実際に裁判員を経験された皆様方から率直な御意見、御感想をお伺いするという事は、私ども裁判官、検察官、弁護士の法曹三者が今後裁判員制度を更により良いものにすべく努力・工夫を続けていくためにも大変重要なことだと考えております。

御担当された裁判が終わった直後にも裁判員としていろいろな御意見、御感想をお持ちだったとは思いますが、時間を経た今、御自身の御経験について少し距離を置いて振り返りながらお話しいただくというのもまた意義のあることかと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、報道関係者の方々もお見えでございますが、実際に裁判員を経験された皆様の生の声が報道を通じて、今後裁判員となられる国民の皆さんに伝えられるということも大変意義のあることと考えておるところでございます。こういった趣旨で開催する会でございますので、是非率直な御意見、御感想をよろしく願いいたします。

それでは、最初に皆様方から自己紹介を一言いただきたいと思えます。順番は、裁判員経験者の皆様、それから裁判官、検察官、弁護士という順番でお願いをするということになります。裁判員経験者の方は、担当した事件の罪名、自白・否認の別、審理期間、これを御紹介いただければと思えます。あとは、経験者何番ですという形でお話を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず1番の方からお願いをいたします。

1 番

事件の罪名は、殺人です。自白・否認の別は、否認事件でした。審理期間は8日間です。

2 番

事件の罪名は殺人、自白・否認は否認事件です。審理期間は8日間です。

3 番

事件は、殺人事件です。そして自白・否認の別は、否認事件です。そして、審理期間は8日間です。

4 番

事件の罪名は、殺人です。自白・否認の別は否認事件、審理期間は8日間です。

5 番

事件の罪名は、住居侵入、強盗致傷、覚せい剤取締法違反。自白・否認の別は否認事件。ただし、一部の被告人につき自白。審理期間は15日でした。

6 番

事件の罪名は、強制性交等致傷です。自白・否認の別は、否認事件です。審理期間は8日です。

7 番

罪名は、殺人未遂。もう2年前になるので、経験というか、ほぼ忘れかけている状況の中でちょっとこういう経験の席に出席させていただきました。自白・否認の別については、否認事件になりますかね。審理期間は5日間ということです。

裁判官

浜松支部刑事部で裁判長を務めております山田と申します。ここに

いらっしゃる経験者7名の方は、いずれも私が裁判長のときに裁判員あるいは補充裁判員として御参加された方々ということになりますので、皆様からの裁判所に対する批判は全て私が一手に引き受けるということになります。是非厳しい御意見をこの場で言っていただいで、今後の執務の参考にさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

検察官

静岡地方検察庁浜松支部の検事の大作と申します。私は今回の意見交換会の対象期間の中では住居侵入、強盗致傷、覚せい剤取締法違反の事件を担当させていただきました。私が検察官になった頃には、もう既に裁判員裁判は始まっていたんですけれども、まだまだ経験も少なく、今日皆さんからざっくばらんにいろいろ検察官の立証はこうして欲しいとか、冒頭陳述はこうして欲しいとか、もしありましたら言っていただければ、今後我々の成長にもつなげさせていただきますので、よろしく願いいたします。

弁護士

静岡県弁護士会浜松支部に所属しております弁護士の和光と申します。本日は、よろしく願いします。私は弁護士になって今ちょうど10年経つところで、裁判員裁判が始まった頃に弁護士になっております。これまで裁判員裁判は3件ほど経験させていただいておりますが、今回、意見交換会の対象になっている事件については、担当している事件はないということになります。なかなか弁護士の側でも裁判員裁判は難しいところで、各弁護士も件数をそんなにやれないものですから、こういういろんな意見を聞ける機会というのは大変貴重だと思っております。是非今日は弁護士会に対してもいろんな意見をいただければと思いますので、よろしく願いします。

司会者

ありがとうございました。

それでは、早速中身の方に入ってまいりたいと思いますが、まずは経験者の皆さん方から一言ずつ、経験されての全体的な感想、何でも結構です。大分時間も経ってというお話もありましたけれども、今思い返してみても、あるいはちょっと時間を置いてみて思うことでももちろん結構でございますので、一言ずつお話しください。

では、また経験者1番からお願いします。

1番

今回参加させていただきまして、新聞の見方と裁判のテレビのニュースの見方が変わったなというところがございます。この事件が始まりましたと、そうすると、どのように裁判員制度の方で皆さんが集まってこういうふうな審理していくんだなということを、この事件に当たらずに良かったなとか、これに当たったら40日も拘束されるから、良かったなとか、自分にとっては良かったのか悪かったのかはしれませんけれども、今回参加させていただきましていろいろ人生経験ができて、人間的に厚みができたのかなというような感じがします。

2番

自分が思った感想としては、まず裁判員制度が始まって、当たるとは思っていなかったというのが率直な意見かなと思います。また、他の周りの方に聞いても、なかなかやったという人は聞いたことがなかったので、やったことによっていい経験をしたなとは思っております。また経験としては、最初は長い期間かなと思ったんですけども、やっていくうちにやっぱり結構時間が早く過ぎたというか、いろいろ議論をしたりとか、いろんな周りの方といろいろ話し合う中で、時間の移り変わりは早く進み、あっという間のことだと思いました。

また、やっぱり経験者1番の方と一緒に、裁判のニュースとか起これば少し見方とか、逆に難しい単語とかもよく聞いていたので、逆に「ああ、こういう意味だったのかな」というのが分かったいい経験だと思いました。

3番

裁判員制度が始まって、ニュースなんかでは聞いたことがありましたけれども、まさか自分になるとは初めの頃は思っていませんでした。そして、裁判員裁判で経験して、初めは自分が発言したりとかはあまりちょっとできませんでしたけれども、新聞とかテレビで見ても、やっぱり今までとは見方が違うなと自分で感じました。いい勉強になりました。

4番

もう既に1番さんから3番さんが言われたようなことと全く同じような意見になってしまうんですが、やはり外から見ているというか、テレビやニュースだけでは全部は分からないことが多かったんですけども、記事等で読んでいるその言葉の意味であるとか、こういうような形で進行していくんだということが、やることによって分かるようになったかなと。当然、いろいろ話をする中で、私の考え方とちょっと違う意見もあるんですけども、それもやはり、そういう考え方もあるんだとか、そういったことがすごく勉強させていただいた、いい機会だったかなとは思っております。

5番

裁判を経験してみてもということなんですけれども、まずは裁判というものが、そもそもどういった形で行われているのかというイメージが全くつかなかったものですから、参加させていただいて「ああ、こういうものなんだな」というふうに率直に感じた次第です。その事件の後

に新聞を読む中で、毎日事件の欄を見るようになりました。これは結構大きな変化だなと思うんですけども。

あと、私は会社に勤務をしまして、いろんな人から「どういったことを裁判員裁判でやるの」とか、「どんな手続」だとか「どういう進め方をするの」とか、みんな興味津々だったですね。その勤め人としては、自分が選ばれたらどうなるのかということは興味を持っている方が多かったですね。私もその中でいろいろ率直に答えて、そういうことだったら自分にもできそうかなという方も多くいらっしやったので、これからの制度がよく発展していくといいかなというふうに思いました。

6 番

私も一番最初は裁判員制度のこの通知が来たら絶対無理だと思っていたので、自分がまさか参加するというふうには思っていませんでした。ただ、今、私がこの裁判員に参加して数日したときに書いてあったものがちょっと携帯に残っていたので、ちょっと読んでもいいでしょうか。「人を裁くことの難しさを実感した。正直1日目は帰宅後、気付けば背中に重量感があり、その後、胃の痛みの症状が出た。緊張していたのだろうか。加害者、被害者の過去の行動を聞かされながらも、それにとらわれず今回の事件だけを裁く、これはとても難しいことだ」と、こういうふうの一部メモをしているところがあって、ちょうど1年ぐらいい経っているんですけど、もう大分抜け出てしまっていて、日々忙しいので忘れていたんですけども。本当に人を裁くということは大変なことであるということと、裁判官の方たちの御苦勞が本当に身にしみました。

先ほど申し上げたように、私は絶対無理だな、こういう裁判員制度なんて無理だなと思っていたんですけど、逆に今は仕事場でも「一度

は経験してみるといいよ」という話はしています。それから、自分が証言台に立ったときにいろいろと突っ込まれるよということで、仕事柄もきちんと裁判になったときに突っ込まれないように書かなきゃいけないねって、いろいろ残していかなくちゃいけないねというのは言うようになりました。本当に裁判の流れというものを勉強させていただいて、これはみんなが参加するべきだと思いました。すみません長くなって。

7 番

私も今までの経験者の方が言われたのと同じなんですけれども、やっぱり裁判というか事件の見方が変わったということ。当初でしたら、加害者と被害者、やった、やられたという世界だけしか見てなかったんですけれども、こういう事件に関係すると、やっぱり実情が分かってきて原因というのがあるんだなど。深く考えなくちゃいけないのかなというのが一つ。

それから、決まったときには、刑を決める役割を担うわけですから責任は非常に重いなど。個人が全て決めるような考え方を当初したもんですから、被害者と刑を受ける方に対して素人がこんな形で決めていいんだろうかみたいな、責任の重大さというものを考えて、やっぱり非常に気になったというか、責任を感じたというか、ちょっとつらいなという部分がありました。

結局というか、いろんな評議の進め方の中で、議長さんである裁判官の方からいろんな形の進め方をさせていただいて、結果裁判員全員で決める、こういうことで一人の責任に負うという形ではなくて、みんなまで評議して決める、そういう、要するに責任を個人に転嫁させないみたいなやり方が非常に良かったのかなと。そういう意味で、今2年間経ちましたけど、トラウマにならずに、ほぼ忘れかけている状況で

すから、経験させてもらって非常に良かったのかなと思っています。

司会者

ありがとうございました。

それでは、次に各論ということで、少し項目を分けてお尋ねいたします。最初は、審理の分かりやすさ等、あるいは手続の流れについてはどうだったかと、こういうようなところについて伺います。

法廷で最初に検察官と弁護人が冒頭陳述ということをし、そして、その後証拠調べに入る。もちろん一番最初に被告人の罪状認否とかあるかと思いますが、そういった法廷の審理に立ち会っておられるときに、全体的な手続の流れは理解できましたか。また、検察官や弁護人の主張、あるいは、その後の立証というものがちゃんと区別されて、よく理解しやすかったかどうか、伺います。

今度は順番を変えまして7番の方から、よろしく願いいたします。

7番

はっきり言って覚えてないというよりは、その時点では分からないという状況が強かったです。それで、一応メモをもらって、皆さんの主張をメモに書きながらやっていたけども、結局はストーリーというか全体の流れが個々において分からない状況の中であったんで、ポイント、ポイントしか覚えてません。はっきり言って、流れ全体についてはちょっと。後の評議のときに裁判長さんの方から教えてもらったような状況ですので、非常に入りかけは難しかったかなと、こう思っています。

6番

私は、流れについては、この裁判員制度の封筒が来たときからずっと含めて、とても分かりやすかったと思っています。

ただ、私の記憶の中では一つだけ審理と言うんでしょうか、判決を

決めるときに多数決でしたと思うんですけど、そこで、もう多数決で決まってしまったというのが。多分、裁判長は「これで決まるよ」とおっしゃっていたと思うんですけど、何かあれよあれよという間に決まってしまったという感じのところがあったんで、それは私のただの経験不足からだと思うんですけども、その点だけが一点、ちょっと分かりにくくて、何となくもやもやした感じが残りました。

5 番

全体的な手続の流れだとか、主張の分かりやすさというところは全く問題なく、非常によく理解できたと思います。事前に用意していただいた資料で非常によく理解できました。私が担当した事件は、被告人が4人いたんですね。そこの法廷でメモを取るのがとにかく大変だったんです。私は補充裁判員ということで、補欠ということで参加をしましたが、その中でメインのメンバーが一人でも欠席をすると繰り上がるよということで、緊張感を持って、できるだけ情報を聞き漏らさないように頑張ってメモを取って、最終的にそれが評議のときに生きてきたんですね。

その評議のときになって、この人はああいうことを言った、でもこの人はちょっと違うことを言っている。じゃあ、どっちが言うことが正しいんだと、そういったときにどういう言い方をしていたのかということ、そのとき個々人が持っていたメモが非常に強力な武器になったんですね。たしか、この人はこう言っていたよね、でも、その人はそうじゃなくてこういう、細かいことだけこういう言い方をしたねとか、そういったことがあったので、そういった事前のメモを取ることが重要になりそうな事件のときは、事前にそういうアナウンスがあるといいのかもしれないなと思いました。

4 番

全体の手続等の流れについてなんですけども、分かりやすかったかなという印象が残っております。私も補充裁判員の2番目だったものですから、それがいいか悪いかというのはあれですけども、逆にリラックスして臨めたのかなと。やはり、自分の中でメモを書いているんですけども、やはりそのメモを後から読み返したりして、ちょっと記憶をたどりながらではないんですけども、ああ、こういうことを言ってたなと、こちらの方はこう言ってたなというのを思い出しながらいたりですね。

あと、実際には自分の記憶とちょっと違ってた部分も、以前見させていただいた証拠の品であるとかいうのは、自分が思ってたのとちょっと違うイメージを持っていた。そういったものが最後の最後まで、自分が違ってたんだなというのを確認できたり、そういったこともできたのかなと。やはりメモとか、そういったものを見ながらやれたというのも良かったのではないかなとは思っています。

3番

流れについては、ここからこういうふうな感じで流れていくんだなという感じで理解できました。そして、最後の方ではやっぱり補充の方の1番でしたけれども、誰か一人が欠席すると練り上がりますと言われたときに、1番からですよと言われたときにはどきっとしましたけれども、8日間、誰も欠席なしでいってくれたので、出席してくれたのでそのときはほっとしました。

そして、裁判をやっているけど被告人が大きな声を途中で発したときもあったんですけども、そのときにはちょっとどきっとして、あとどうなるかなという感じでちょっと怖かったですけれども、そのときは休憩時間をとってくれてほっとしました。

2番

全体的な手続の流れに対して、自分は7番の方と一緒に、やっぱり最初説明を受けるとなると、ちょっと難しいかなと思いました。やっぱりちょっと流れを言われてもなかなか、やっぱり専門用語も少し多いので、そういうところで少し違和感というか、ちょっと難しさが出てきたかなと思います。

また、これは今回やったことの中で思ったことなんですけれども、評議とかを行った中で、やっぱり証拠調べとかあったときに、評議のときに、あのときにこうやって聞いておけばもう少しよく分かったかなとかいう意見がよくあったので、やっぱりそういったところが、ちょっとこういうものの難しさかなというのが分かったところです。

1 番

全体的な手続の流れについてのところなんですけれども、金曜日に抽選がありまして、その日に決まったらもう月曜日から伺わなきゃいけないというところがありまして、土日休みの私にとっては木曜日にやっていただいて月曜日から出るような形にさせていただいた方が仕事の方の形で、不在のメール設定とか皆さんへの気配りができたかなというところがありました。

そこ以外は何とかなるさぐらいのお気楽なところで参加してみて、どんどんお話、参加させていただきまして、刑事ドラマとか大好きなので、そこら辺で自分が今回の裁判に貢献できる場所があれば、皆さんにどんどん話していこうと思ひまして参加させていただきました。

司会者

ありがとうございました。

それでは、その次は証拠調べです。証拠調べには書面、捜査段階で作られた例えば供述調書、誰かが述べた内容を取りまとめた文書ですね、こういったものを朗読して聞く。それと、証人ですとか被告人、

こういった人たちから直接口頭で話を聞く証拠調べ手続、こういうものがあつたと思います。こういったものについて、検察官や弁護士の質問も含めて、聞いていて分かりやすかつたかどうか。あるいは、こういった点はちょっと気になつたといつたようなことがありましたら、少し御感想を伺えればと思います。

それでは、今度は5番の方から始めて1番の方に戻しましょう。

5番

私の担当した事件では、被告人のグループがいろいろ事前に連絡を取り合つたり、集まつてこういう話をしましたとか、あと被害者が財布に幾ら持つていたかということを立て証するために、その直近のお金の使用の記録だとか、そういったものが資料になつていたわけなんですけども、なかなか細かいところまで全部は、そのときには頭に入らなかつたですね。その家の見取図だとか、そういうこともありましたけども。全体の流れとして、その事件のことを理解することはできたんですけども、その家のこの細部はどうなつていたとか、お金のことを全部その場で理解するのはなかなか難しかったですね。通話で誰が誰に何時何分に電話をかけて、そのときの携帯は誰が持つていてとか、なかなか整理が難かつたという覚えがあります。その中で疑問に思つたことは、後に質問という形で解消はできたので、結果的には問題なかつたかなというふうに思います。

6番

私の担当した事件は、強制性交等致傷だったのですが、その場所の写真が出てたんですが、実際に検察官の方が行かれたのは昼間で、外灯の当たり具合などが、ちょっと夜だと実際に見に行つていただいてなかつたのかなというところがあつて。でも、それって時間外の勤務になるんだろうなと思ひながら、行つていただけたらすごく納得できるのに

なというふうに思ったことが、ちょっと私は自分の中で印象的に思いました。それは時間外なので強制的に行ってくださいとは言えないので難しいことだなと思ったんですが、そういうことはちょっと個人差があるのかなと思いました。

あと、証拠というか証人の方が何人かいらっしやっていて、本当にそういうときに実際に被害者の方から顔が見れないように配慮をしているところとか、そういうところはすごいなと思ったんですが、自分も証人に何か立たなきゃいけないときに、顔を出さないでくださいと言ったら、きちんとやっていただけるんだろうなというところもすごく自分でも納得しました。

あと、証人の方への質問等も休み時間というか、中の審理のところに戻ったときに裁判官の方から、いろいろとこういうことを、質問することを考えてくださいと言ってくれたので、事前に自分で聞きたいと思ったことは伺うことができたので良かったと思いました。

7 番

今まで経験したことがないんで、その場面においてはこんなものだろうなという感覚の中で聞いてましたし、私の場合は、もう示談が進んでましたんで、特に新しいというか、そういうものについては特になかったと思いますし、そんなに難しいと言ったらおかしいんですけども、それが普通な状態かなという観点で一応聞かせてもらいました。

4 番

供述調書の内容については、私は個人的に言うと、ちょっと分かりづらかったというか、分からないことの方が多かったのかなという印象が非常に強かったかなとは思っております。いろいろなことを朗読されてたんですけども、恐らくそういう言い方が一番正しいのかなと思うんですが、感情と言うんですかね、それが入ってきてない分だけ、た

だ、さらさらと読み上げられてたのが、逆にちょっと分かりづらくさせてるのかなと。だからといって感情を入れてしまえば、またちょっと違う話になってくると思うので、やり方としてはああいうやり方になるのは、理解はできたんですけども。ちょっと、自分の中の感情を持っているのとちょっとイメージが違ったものですから、それを結びつけていったりとかということが、非常にちょっと、自分の中では難しかったかなというふうに思っていました。

3 番

供述調書の朗読とか、この裁判で初めて聞くというようなことになったんですけども、こういうふうにさーっと言うか、ちょっとあんまり自分では把握はそのときはできてなかったんですけども、こんなふうな感じで読まれてくるのかなという感じで思いました。

2 番

自分が思ったことは、今回の事件は証人尋問のところで通訳の方が入ったときに、外国語でしゃべったときに、その内容の長さや、その返答の日本語訳というのが短いときが多々あったので、本当にどういう会話を通訳の方とされているのかがちょっと分からないところも多くあったので。これは通訳の方が悪いというわけではないですけども、そういうところももうちょっと分かりやすくなれば、もうちょっと内容も理解するところも多いのかなというのはありました。

1 番

ちょっと供述調書だったかよく覚えてないんですけども、加害者と被害者のLINEでのやり取りのあれがどうも、私は精神的にすごい参ってしまいまして、ねっちりしているというか、別に血のついた包丁とか自体は全然問題なかったんですけども、そちらの方の人間的なドロドロした感情が妙に入ってきてしまって、その日は本当に疲れて、

うちに帰ってボタンキューでした。いろいろな人それぞれの感じ方があるんですけど、そういうものに弱い人にはちょっとつらかったかなというところがありました。

司会者

ありがとうございました。今、少し話が出た、刺激証拠と言われるものですね。写真、絵、あるいは凶器の物であるとか、そういったものを御覧になって思われた、印象みたいなものはありますか。あるいは、それで非常に審理の内容として理解できたかどうか、もうちょっと違う工夫があった方が良かったんじゃないかとか、その辺のところがありましたらお話してください。刺激証拠、被害者の傷や遺体の写真とか、そういったもの以外でも、今が出た話のようなものでも結構ですし、お話しください。

では、今度は4番から1番、5番から7番の順でお願いします。

4番

遺体の写真のところでは加工していただいていた、イラスト風と言うんですか、絵になって、それを拝見させていただいたんですが、ここが刺されたところだよとか当然言われていたわけですが、自分の中でやっぱりイラスト画像がだんだんリアルに、自分のイメージと言うんですかね、刺された部位がここから上の方に何センチとか言われている、その言葉がだんだんだんだん聞いているうちに画像に慣れてきたというのもあると思うんですが、やっぱり写真のような感じまでは、何となくですけども見えてくるというか、そういったところで、ああ、ここなのかという、目で見るとはちょっとまた違ったイメージが自分の頭の中には入っているのかなというのは、ちょっとそのときに思っていました。

証拠の物については、通常私たちが見るというのは、ドラマである

とか映画の中のワンシーンの中でこういった物というのをよく見てたんですが、実際はもっと、やはり色ですね、色であるとか生々しさがすごく残っていたな。ちょっとずっと見続けるには、ちょっとさすがにきついなというような印象もありました。

3 番

遺体とか傷の写真などは加工されていたものですから、大分見るには自分に残ることはなかったんですけども、加工されているので良かったなと思います。そして、証拠品としては、そのまま生の証拠品などを拝見しましたけども、後で思うとぞっとはしましたけども、遺体とか傷の方は加工されているので良かったんじゃないかなと思いました。

2 番

自分が思ったのは、遺体とかの加工とかはされていたので全然問題はなかったと思います。証拠品の方も生々しいところもありますけども、逆に、よりこの事件にはこういう物が使われたんだなと分かったので、自分はそういうところは良かったのかなと思っているところです。

1 番

先ほども申しましたけれども、人間的なドロドロした方が精神的にちょっと病むところがありまして、包丁は料理が大好きなので魚もお肉もさばいて、血がついていようが別に関係ないものですから、そこら辺は包丁に関しては良かったです。遺体の方もイラスト化されていたものですから、それほどリアルな感じもなく別に問題なく受け入れることができました。

5 番

私が扱った事件では、刺激証拠というほどのものは特になかったかとは思いますが、殴られてあざになったとか、そういったものだったんですけども。例えば、交通事故のビデオとか、そういったも

ので映るような写真のものが証拠として見せられるということをイメージすると、本当に凄惨なものに関しては、そのイメージ、イラストなんかで代替できるのならそれの方がいいのかなとは思いますが。

ただ、私の扱った強盗致傷事件では、家が荒らされた状況だとか、まずグループが入って玄関のところで家の人と争ったという状況がありましたので、その争った状況が分かるように写真で残されていたので、やはり大きかったかなと。物の倒れ具合だとか、そのスペースの広さだとか、その中でどういったふうに人が入って、どう人と争って、どう物が倒れたのかとか、単に見取図だけではやはり分かりにくいところもあるので、写真でできるところは、やはりできるだけ写真で、あまりにも凄惨なものは何か別の形でということやはり必要かなというふうに思いました。

6 番

私の事件では遺体とかそういうものはなかったのですが、逆にちょっと行為を想像するしかなかったんですけども、良かったと思った点は、モデルの方が実際に加害者の人の立会いの下、再現をしてくださったのを写真に残して何件か出してくださったんですね。ちょっと、こういうことを想像することは難しいことで、実際にこういうふうなことがあったんだよというのをモデルさんを使ってやってくださったのが、私はとても良かったと思っています。分かりやすかったです。

7 番

私の場合は、衝撃的な部分というのは特にありませんでしたので、特に感じはしませんでしたけど。ただ、やっぱりこういう判断をするに当たって、そういうものって必要なのかなという考えはあります。

司会者

ありがとうございました。

それでは、次に先ほどから少し話も出てきました評議です。

評議の中で皆さん方にいろいろと事実について、証拠からどういう事実が認定できるかとか、何が行われたのか、争われている点について実際はどうだったのかなどについて、いろいろと意見を交わしたと思います。そういった評議については、先ほどから御感想が出ておりましたけれども、自由な雰囲気の中で自分の意見を十分述べることができたかどうか。また、その議論の過程ですとか、充実して納得できるものであったかどうか、時間等については十分であったか、あるいは長過ぎたのか、こういった辺りについて少しお話を伺えればと思います。

また裁判官による評議の進め方、裁判長の進め具合というのはどうだったか。この辺も含めて、今度は1番の方からお願いしてよろしいですか。

1 番

評議の雰囲気は、かなり感じがいいと思います。私は結構言いたいことは、1番だったので初めにしゃべることが多く、あんまり意見が少なかったとは自分では思ってはいません。かなり積極的にしゃべらせていただいたと思います。時間の長さもそれほど気にはならず、裁判長はいろいろな意見をほぼ拾っていただいて、会社での会議に出席するより言いたいことが言え、意見も、こんなことを言っただけじゃ駄目なんじゃないのかなということもなく、すごく雰囲気良く、思いっきりしゃべらせていただけたと思っております。

2 番

評議の雰囲気については、先ほどの1番さんと一緒に良かったと思います。やっぱり、山田裁判長の方がうまく全体を、多分いろんな人に質問を投げたりとかしてもらって、みんながしゃべりやすい雰囲気作

りはしてくれたとっております。評議の時間についても、こういうのはそんなに長過ぎてもあんまり良くないと思いますので、逆にちょうどいいぐらいだったのかなと思います。

3 番

評議の雰囲気については、大体一番最後に発言させてもらいましたがけれども、あまり上手には言えなかったなという感じで思います。そして、評議時間の長さは山田裁判長が上手にやってくれて、このくらいの時間で良かったんじゃないかなと思います。

4 番

評議の雰囲気としては、良かったのではないかなとは思っております。言いたいことが言えたかどうかと言われると、うーん、どうだったかなとは思いますが、全部が全部言えたわけではないかなと思っておりますけれども、それでも一番肝心で、自分が一番言いたいことだけは言えたかなとは思っております。時間の長さについても妥当だったのではないかなというふうに思っております。

司会者

その言い足りなかった部分というか、全部言えたわけではない部分について、こういうところだけはこういうふうに工夫をしてくれると言えたかもしれないとか、そういうのは何かありますか。

4 番

というよりは、自分の考えがまとまる前だったりすることもあったものですから。ただ、それは自分の中でまだ決めかねているというか、そういったものがあつたという、そういう意味合いですので、こうして欲しい、ああして欲しいということではないかなとは思っております。

5 番

評議の雰囲気は非常に良かったかなと思います。長さもうまく収ま

そういう中で議長さんの裁判長さんが、みんなの意見を均等に吸い上げていただいて、先ほど言われましたけれども箇条書きにさせていただいてストーリーが分かるので、前の状態も分かる。そういう状態の中で非常に分かりやすく説明というか、会議を進めていただいた。それと、その中で法的にというか、ルールが分かんない状況は、その都度詳しく丁寧に教えていただいた、そういう観点から非常に分かりやすかったし、素直に溶け込んでいったのかなと思っています。そういう意味では議長さんである裁判長さんに感謝したいと思っていますけど、そういうことからしても先ほどから言ってますトラウマじゃないですけど、いい形で終わった、そういう議論ができて終わった、そういうこともあるのかなと思っています。

それと、裁判官の方に昼間の昼食でコミュニケーションというか、皆で一緒に食事をしていただいて、その都度コミュニケーションを取っていただいたというのが非常に和気あいあいの形を作っていたのかなと、こう思っています。非常に良かったと思っています。

司会者

それでは、引き続きまして皆さん方に守秘義務についてお伺いします。

守秘義務の御説明というのは、皆さんそれぞれの手続の中で受けられて、また先ほども若干お話もございましたけれども、周りの方から終わった後に経験のことを尋ねられたというお話もございました。そのような守秘義務の必要性、あるいは負担感、周りの方から聞かれたときに逆に困ってしまった、あるいは、そういうふうにはあまり思わなかった、ちゃんと話せることは話せるから大丈夫、いやいや、こういうところが負担に感じるんだと、こういうようなことがございましたら少しお話を伺えればと思うのですが、守秘義務の点はいかがです

か。

それでは、1番から4番、7番から5番の順でお願いいたします。

1番

守秘義務に関しましては、法廷で聞いたことに関してはお話ししてもいいと伺っております。家族もあまりそういうことに関して聞かないようにしてくれてたのかもしれないので、私としては別に言わなくていいことは家族も疲れるかもしれないからと言って言わずに、それほど気にしないでいました。

終わってからは、どんな事件だったのということは会社のミーティングで話して欲しかったらしく、お休みさせていただいたこの経験のところ、一応こうでしたよという話をして、「ああ、そうだったんだね」ぐらいで、「君たちもやってみたい」と言ったら、あまりやりたくなさそうでしたけれども。今後の啓蒙活動は、一応今までも友達が集まったときも「やった方がいいよ」とは一応言っております。

2番

守秘義務の必要性は今のぐらいでもいいと思っております。それは、逆にそういうふうに守秘義務というのが全体的に広まっているとなると、聞いてくる方も少し気を遣ってくれるというのか、逆にどこまで聞いていいのか、どこまで教えてくれるんだろうというのは向こうも探り探りだと思しますので、逆に、こっちもその点、言いやすかったところもありますので、今ぐらいで自分は十分だと思います。負担もそこまで感じることもなかったので、良かったと思います。

3番

守秘義務の必要性としては、今のままでいいとは思っています。そして、家族も裁判が終わって帰ると、お疲れさまという感じで、誰も内容的にはあまり聞こうとはしてこなかったもので、自分の負担にはそんなには

ならなかったかなと思います。

4 番

守秘義務については、負担というのはなかったかなとは思いますが。恐らく普通の社会にいても守秘義務は課せられている仕事は皆さん持たれていると思いますし、それと同様かなとは思っていますので、守秘義務自体、これ以上きつくもなく、これ以上公開することもなく、今のこの状態のままでいいのではないかなというふうに思っております。

7 番

守秘義務について、特に負担に感じるようなことはありませんし、内容を細かくしゃべらなければいい程度で、こういうことをやったよということであれば特に問題があるとは思っていませんので、特に負担に感じることはなかったです。

6 番

守秘義務に関しては、私どもの仕事場でもみんなが心得ているので、誰も聞いてくれなかったです。逆に聞いてくれなかったので、ちょっと寂しくて、ちょっと話しました。もちろん、その範囲内で話しました。みんなは「聞いちゃいけないと思っていました」と言われたので、「大事なところはしゃべらないけれども、それ以外はいろいろと聞いてください」と言って、皆さんも参加するようにアピールしておきました。

5 番

守秘義務は今のままでいいかなと思っています。特に負担に感じることもありませんでしたし、悩むようなシーンもなかったです。今のままで事足りたというような感じですか。皆さん、どういった事件なのかということは真っ先に知りたかったので「強盗事件だよ」と、「じゃあ、怖いね。どういう手口だった」と、「こういう手口だったよ」と、「じゃあ、気をつけないといけないね」というような、ふわっとしたところが

まず最初のところだったですね。あとは、法廷で話された内容であれば、その公開情報の範囲ですので、それで十分に事足りたかなという感じでした。

司会者

ありがとうございました。

皆さん、本当にお仕事とか大変お忙しいところ、いろいろ調整をつけてくださって、先ほど1番の方からも少しお話がありましたけれども、お仕事ですとか御家庭ですとか、期日に出席するための調整の関係で何か御苦労された点というのはありましたか。

その上で、先ほどお話しいただきましたが、それ以外にも何か、こういった点をこういうふうに工夫してもらえると良かったんだけどとか、あるいはこういった点があったので良かったとか、こういう話がありましたら、お話を伺えますか。

5番から7番、4番から1番の順でお願いいたします。

5番

私の場合は、スケジュールの調整、いろいろ業務上ありましたけれども、日数が15日、くじ引きの日も含めると16日あったので、できるだけ早めにできることは早めにやって、遅らせることは遅らせてという事で何とか確保した感じですね。ただ、当時一緒にいたメンバーの中では、裁判所に行った帰りに職場に寄って、いろいろ調整して帰ったりとか、逆に朝出てきて何かやってきましたりとか、そういう方はいらっしやっただと思います。

あとは、15日いないので退職したんだと思ってたとか言われましたけど、なかなかあれはショックだったですね。その15日というと、なかなか長い日程だったので、そのくじ引きのときから感じていたことではあったんですけど、なかなか若い人が少なめだなと。なので、

私の職場はなおかつ特別有給というものが、その裁判のことに關しては取れない仕組みだったので、自分の有給を消費してきたというような感じなんです。その辺の仕組みも、なかなかそれは難しいところはあるかと思えますけれども、その辺がもうちょっとうまくいけばいいのかなというふうに感じました。

6 番

多分、私は静岡に仕事場が移ったので参加できたのかなと思いました。こちらに来る前は横浜だったんですけれども、横浜の方では、やはり2名ほど裁判員の話があったそうなんです、やはり二人とも断っていたそうなんです。連続して8日というわけではないので、出やすかったというのもありました。それから、帰りが割と早かったので、いつも仕事をしているよりは楽でした。あと、仕事でどうしても自分でないといけないというところは、早く帰れた日とか別の非常に出勤しまして済ませるようにしました。多分、運が良かったんだと思うんで、上手にうまく進めることができました。

7 番

私の場合は、もう退職してましたんで毎日が日曜日なんで、そういう意味では非常に楽で良かったです。余談ですけれども、私の同期なんかはやっぱりやってみたいという人間が結構いますんで、そういう意味では年寄り、それから退職後のそういう人間を活用するのも一つかなと思います。

4 番

私の職場の方で、当然、裁判員裁判の制度そのものとしては当然周知はされてはいたんですが、実際に裁判員に当たったというか、なったという者がちょっといろんなところに聞いてみたんですがいなくて、当然手続上の話とかも何を人事課の方に出したらいいのかとか、そちら

の方も、そもそもそういったものの制度は私たちの方はある、有給休暇で取れるという制度は持ってはいるんですが、何を提出していいんだらうとか、その経験が人事課の職員の方もなくて、そういった意味ではちょっと、ほぼ初めてのことだったのではないかなというような感じでした。

スケジュールについては、私が担当させていただいたのは8日間でしたので、忘れ去られることなく普通に職場復帰できました。

3番

仕事の方は派遣で、抽選の前日かな、職場の方も見学に行きまして、そこで「もし裁判員裁判の方で抽選で、もし入っちゃったら仕事はちょっとあれですよ」ということで言ったんですけども、「もしそうなったらそうなって仕事はいいですよ、裁判員裁判の合間に出て来れる日があれば出てきてくださいよ」ということで断りをされなかったものですから、ほっとして来ました。

そして、裁判所へちょうど来なかった日で、翌日は仕事でというときには、職場の方に行くと、どうだったという感じで、僕らの周りにも裁判員裁判で選ばれた人がいなかったという感じで、どんなことをやるんだらうかねとか言って聞かれることもありました。

2番

スケジュールについては、自分のところだと、まず抽選の前からちょっとスケジュールをいろいろ変更して、もしも当たったときのために自分の仕事とかをいろんなところに振っていたので、外れた場合は逆に「おまえのところに仕事をやるぞ」ぐらいの感じだったので、逆にスケジュール管理については会社の方もちゃんとやってくれたので、全然こっちの方は負担もなくできたと思います。

1番

会社としては裁判員制度が発足されたときに業務連絡が出ておりまして、参加するときはこういう休暇が取れますよという情報は得てまして、取りあえずお手紙をいただいたときに人事に確認して、その業務連絡のPDFを送っていただきまして、書類を上司に見せて、全く否定的でなく、行かなきゃいけないねということになりまして、日程のところも見て、もし当たったらということ想定して仕事の方は調整させていただきます。

先ほどのように金曜日じゃなくて木曜日だったら、より密に仕事の調整というか不在メールの設定とか、当たっちゃったからという直接上司への報告をメール、電話でしかできなかつたところをできたかなというところがあります。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、ここで私の方から質問を一通りいたしました。ここで休憩を取ります。その後に検察官、弁護士の方から御質問をいただければと思います。

(休憩)

司会者

それでは、再開いたします。

それでは、次に検察官、弁護士の順で御質問をお願いします。

検察官

では、検察官の方から質問をさせていただきます。

大変貴重なお話を聞かせていただきありがとうございました。先ほど、ちょっとどなたかのお話の中でだと思うんですが、検察官として法廷で活動をしていて、やっぱり立証責任を負っているのは検察官なので、できる限り、やはり法廷で事案を理解していただいて心証を取ってもらいたいとは思っています。

ただ、どなたかがおっしゃった中に、やっぱりその場で法廷でいろんな証拠を見て、あるいは証人尋問を聞いて、大体の概要は分かったけれども、ちょっとなかなかそれが、細かいところまでは頭に入り切らずに整理ができずに、それで評議室に持ちかえって、そこで改めてお互いのこういう話をしてたよねとか確認をし合って、そこで初めて理解ができたというお話もあったと思うんです。

まず、一般論として伺いたいんですが、検察官の訴訟活動を見ていて、もう少しこういう点を直してもらえたらもっと分かりやすかった。例えば、証拠説明の中でモニターを使いますよね、それでちょっと変えるのが早いとか。何でもいいんですけど、図面が出ました、図面を一生懸命見て頭に入れようとしているんだけど変わってしまうとか。あと、調書の朗読もあったと思うんですけども、読み方に問題がある、あるいは早口だとか、あと証人尋問についても何か質問の仕方、質問をもっと短くした方がいいとか、いろいろあると思うんですけど、もし何か経験した事件の中で、もう少しこうやってくれたら分かりやすかったかなというのがあればお話を伺いたいです。

あと、これは私が経験した個別の事件にはなってしまいうんですが、通訳の事件の場合に、通訳事件は検察官としてもちょっとやりづらくて、できれば、嫌なんですけれども、通訳で特に証人尋問となったときに、普通の証人尋問以上に多分分かりづらいと思うんですよね。そこで、もし経験された方の中で、こういうふうにやってもらったら、もう少し分かりやすかったかなという何かアドバイスがありましたら教えていただきたいと思います。

司会者

では、1番の方からよろしいですか。

1番

私は、あまり検察官の方に関しては文句もなく、カッコいい人だなと思って、キャリアウーマンで仕事をバリっという感じ。最後の撮影会の際に検察官側の方でも写真を撮らせていただいたぐらいで、それほど別に不満もなく、見ていて大体理解してたのか、ちょっとはっきりは言えませんが、ああして欲しかったということは多分ないと思います。

2 番

先ほどあった通訳の話があったので、できるか分かんないですけども、多分録音されてると思いますので、それを文章とかに起こしてもらって、その和訳というのか、訳してもらったやつを評議のときに提出とかしていただけると、もしかしたらもうちょっと分かるかちょっと分かんないですけども、そういったところに通訳との話している内容がもうちょっと鮮明になるのかなと思います。

その他に検察側の方だと、あんまりないと。証拠とかもそんな早いとかもなかったし、強いて言うのであれば証拠とかを逆にそのたび消されるというよりも、ずっと見てた方がいいのかな。逆に自分で話とかあったときに、証拠の話をされても、その証拠の写真が消えてしまっていると、どこのことを言ってたのかなというのがちょっと分からないところもありましたので、そういうところだと思います。

3 番

検察官へは私は、キャリアウーマンなのかなと、そんなには、すいません。ちょっと失礼ですけど、そんな感じでやるのかなという感じで、すいません、印象を持ちました。

4 番

今、1番さんから言われてたのとほぼ同じなのかなという気はしています。特に自分の中では、分かりづらかったというのはそんなになか

ったのかなというような印象を持ってはいるんですが、ただ、ところどころ専門用語的なものとかが入ってしまうと、それはどういう意味なんだろうとかいうのをちょっと考えるところがあったのかなと。そういったものはできるだけ分かりやすい表現というか、言葉に換えていただければそれでいいんじゃないのかなという気はしました。

ところどころ朗読とかもあったんで、先ほど言ったような感じで淡々としゃべる言い方しか多分できないとは思いますが、なかなか感情的なものではないものですから、それはそれでしょうがないのかなとも思っていました。

写真の提示についても、そんなに短いという印象もなかったですし、長過ぎたという印象もなかったです。ただ、先ほど2番さんも言われたように、後から証拠のこれがと言われたときに、どこを指し示していたのかなというのはちょっと分かりづらいので、全体に見せる画面の中で、それは消していただいてもいいですけども、例えば自分たちの方で見せていただくモニターとかは何か見れるような工夫みたいなのがあっても、それはそれでそういうのがあるといいのかなという印象は受けました。

5 番

供述調書、先ほど私は話をしたかと思うんですけども、細かい資料だけがちょっと分かりにくいものがあったというだけで、全体的には問題なかったかなと思うんですけども。その通話記録と、そのお金の出し入れの記録、あそこだけが分かりにくかったかなと。

あとは通訳の事件、まさに私が担当したものだったんですけども、あれは本当に大変そうだったなど、それは、はたから見てもものすごく感じました。質問をしても意図した答えが明らかに返ってきてないなどというところで、何回も同じようなことを言い換えて頑張って質問

しているんですけどもというのがすごく伝わってきました。あれをどうすればいいのかというと、できるだけ言葉を短くして質問をするということになってくるのかなと思いました。

6 番

通訳のことなんですけども、通訳は私の担当した事件でもありまして、やはり加害者が外国の方だったんですけど、話をしている間に通訳が中に入るんですけども、すごく時間がかかるんですね。その時間の間があって、これは何とか、何かAI導入とか、そういうのってならないんでしょうかね。同時通訳とか。もうちょっと先の話になるのかもしれないんですが、もうちょっと時間が短くなると分かりやすくて、質問をしようと思っても何だっけと思うぐらいに本当に時間が空いてたように思います。

他に朗読というか、読み上げている件なんですけども、とても上手に読んでいただいて、私はとても理解しやすかったと思っています。

あと、2番さんと4番さんがおっしゃっていたように、証拠がこちらでも、いつでも見れるようにしていただくと、すごくやりやすいなと思いました。お願いして出していただくことはできたんですけど、やはりそれによって法廷が中断してしまうので、捜してもう一回どこだっけみたいな感じを出してくださるんですけど、それが何か時間のロスのような気がしました。

あとは検察官の方は、特に先ほど申し上げたように時間外というのは、もう人によって違うのかなと思いました。すみません。

7 番

あまり調書とかは全然参考にしてないと言ったらおかしいんですけど、そういう状況にないというのは実態だと思ってます。というのは、意見を言われても、結局裁判員の中ではそれが議論にならないという

か、裁判員は裁判員でそのものを立ち上げていく、それから弁護士さんもそうですし、検察側も自分の意見は意見で言うんですけど、それに対抗する、比較するものがない。要するに自分たちだけで立ち上げていくような感じの進み方をしているんで、調書とかそういうものを見て、いいよねとか、悪いよねとか、そういう判断とかいうのはなかったように思います。そういう中で、やっぱりあまりそういう意味では気にしないのかなという感じでしたね。

司会者

ありがとうございました。検察官、よろしいですか。

検察官

はい。ありがとうございます。

司会者

では、弁護士、お願いします。

弁護士

今度は弁護士の和光から質問をさせていただきます。

今日は貴重なお話をありがとうございます。あまり実は弁護士側の話がちょっと出ていないものですから、そこについてちょっといろいろお伺いしたいんですが。

まず、裁判の流れを思い出していただきますと、最初に被告人の認否等をしてから、最初に冒頭陳述というのをお互いに検察官も弁護士もしてたと思います。まず、その冒頭陳述のところの印象について教えていただきたいです。

冒頭陳述においては、一般的に否認事件だと弁護士として検察官の主張はここが問題ですよとかいう主張をします。あと、情状事件であっても情状でここを見てくださとかいうことを弁護士の立場から冒頭陳述で一応説明をさせていただくんですが、その冒頭陳述におい

て、弁護士がその裁判においてどういうことを問題にしたいということが、その冒頭陳述だけを聞いて分かったかどうか。若しくは、その内容についてどういう点が分かりにくいところがあったかどうか。若しくは、それがどういうことを工夫すれば分かりやすくなるのか、そういった何でもいいですから感想とか意見とかをいただければと思います。

司会者

分かりました。では、今度は7番の方からお願いします。

7番

先ほど言ってたのとあまり変わらないんですけども、どうしても比較と言ったらおかしいですけど、決めるに当たってやっぱり白黒もそうですけども、要求に対する批判じゃなくて、いいとか悪いとか、そういう判断を出さない状況の中で刑を決めていくというか、そういうのも流れになっているみたいなので、あまり関心がなかったというか、そういうあれはあまり深く考えなかった、そんな状況にあるのかなと思ってます。流れは違うのかしれませんが、私個人的にはそんな感じですよ。

弁護士

いや、大丈夫です。

6番

ごめんなさい、ちょっと冒頭陳述ということでふっと浮かばなくて、今この冊子をめくってみたんですけども、最初の方が検察官の方で、次のページに弁護士の方が書いてあると思うんですけど、私はこれを見て何となくその弁護の内容が、ああ、そうなんだなというふうにちょっと理解しましたし、これがあるから逆に理解はできました。こういうふうに文章にさせていただいたということで理解できたんだと思います。

ただ、口だけで言われるとちょっと分からないんですが、これを見ることで私は理解できました。

あと、特に弁護士さんに関しては、こういうふうに変えて欲しいとか、そういうことはちょっと今浮かばないですね。ただ、それこそ朗読してくださったのは女性の方だったんですけど、とてもいい声で、とても上手に読んでくださったのは印象的でした。すいません。

5 番

冒頭陳述のことに関しては、資料を用意していただいて、そこに各被告人とその人がどういう時系列で何をしていたかということが非常によくまとめられていたので、私が関わった事件だと被告人が4名いて、もう一人証人がいたので5人分、その情報を整理するのがまず大変だったんです。冒頭陳述の段階では、誰がどういう役割で、どういうことをしていたのかということが、まだ完全に頭には入っていなかったもので、概要をつかむことはまずこのメモでできました。そこから少しずつ、誰が、それこそ姿を見て、この人が何という名前で、この人が何の役割だったというところを少しずつ理解していった感じですね。

それで、毎朝早めに来て、この冒頭陳述を毎日見て、情報を整理してから法廷に行くということをやっていました。非常にこの資料は役に立ったと思います。

4 番

今言われたような形で冒頭陳述を書面で起こしていただくというのが一番分かりやすく、それに沿ってお話をさせていただくことが一番いいのではないのかなというふうには思っております。これがなかったら何を話しているのかが全然分からないことになると思いますので、メモとこういう紙でというので、それを見ながらこちらの方も見ていけば、ある程度中に入っていくのではないかなと、そのような印象を受

けました。

3 番

冒頭陳述メモを今ちょっと見て、このような順番という感じで箇条書きに記載されていて分かりやすいと言うとあれですけど、分かりやすく記載されているなという感じで拝見しました。

2 番

冒頭陳述の方だと、自分が思った感想は、やっぱり最初なんで概要を分かってないところが一番ありますので、その概要がこういうふうに記述されていると分かりやすいというのが印象ですね。これに対して何か変えて欲しいというところもないし、逆に情報が多過ぎちゃうと訳が分からなくなってしまうのが多いと思いますので、自分はこれぐらいの方が良かったと思っております。

1 番

経験者 1 番の席は弁護士さんのすぐ間近の席だったものですから、弁護士さんの行動なんかをちょっと観察なんかをしてたりしてたんですけども、3 人いらして、一番若い方が、まだ慣れてないんだなという感じを受けながら、冒頭陳述は書いてあったものを見て、もちろんしゃべっていただいて書いてあるものを見るということはいいいことなので、私はやっぱり紙がいいなと思っております。しゃべっていることを確認しながら比較して、ああこうなんだな、もう一回見直して、だからこれはこういうふうにつながるのかしらというふうな確認をしながらやりますから、冒頭陳述は簡単明瞭に分かりやすいという、素人ですからこういう感じのものはいいと思っております。

弁護士

すいません、続けてもう一つ質問をさせていただきます。今、冒頭陳述について聞かせていただきましたが、その後、証拠調べをして、最

終的には弁論という形で弁護士の主張を、一応最終的な説明をさせていただくというような流れになっていたことかと思いますが、その証拠調べで例えば弁護士がする質問とか、そういったことが分かりやすかったかどうか。そういった証拠調べで聞いたことが弁論の中で意見として言われたときに、そこの聞いたことが、弁護士が聞いていることがどういうことだったら理解できるかとか、若しくは弁護士が最後主張として、ここを見て欲しいとか、そういったことが理解できたかどうかについて今度はお伺いしたいです。この証拠調べや弁論で思った感想等について聞かせていただければと思います。よろしくお願ひします。

1 番

弁護士さんが近くにいらして見えて、皆さん、熱血的な感じでお話をされていたという印象はあるんですけども、何と言いましようか、分かりやすかったんですけども、妥当かとか、あまりそういう観点では見ていなく、淡々と確認していく、目で追ってああというところで、それほどあまり気にしなかったというか、申し訳ないですけど。とにかく皆さん一生懸命頑張っている、ドラマで見る弁護士さんとは違うんだなというのだけは分かりました。裁判に参加しているんだなというところと、これが現実なんだというところと、初めての裁判の参加なので、ドラマとはまた違う、こういうものだということで、そんな状況で申し訳ないんですが、御期待の意見はちょっと言えないかもしれません。すいません。

2 番

自分もそこまで流れの中において弁護士の方、これとって何か悪かったというイメージもないですし、逆に、言い方はちょっと難しいんですけども、良かったという面もそこまでなかったのかなという。弁護

士の方が被告人の人をちょっとあおるようなこともありましたので、良かったともそんな言えないのかなと。あまり弁護士、イメージですけどね、弁護士の方が被告人をちょっとあおるようなことは、避けた方がいいのかなと思うぐらいです。

3 番

今2番の方もおっしゃっていましたが、弁護士の方が罵倒じゃないんですけど、ちょっと大きな声で、力強い感じで話しているときがあったんですけども、力強く言うのは日常かもしれませんが、もう少し穏やかというか、できないかもしれませんが、した方がいいかなとも思いました。

4 番

私の方の印象としては、先ほど2番の方も言われてましたけど、可もなく不可もなく、そのまま淡々と流れてたような、申し訳ないんですけど、ちょっとそういうようなイメージでした。今もう一度読み返してみると、確かにこういうことは言っているなど。結果として、結論としてはこうだよというところまでは、今文書というか紙面で見させていただいて、確かにこういうことはおっしゃっていたなというのはあったんですが、先ほどから言われているように、今度は話をしているときには感情的ではないんですが、そっちの印象が、私たちのやった裁判の中では、そっちの印象がちょっと強くなってしまったのかな。なので、先ほどちょっと淡々としゃべることがあるよと言った、今度は逆にそういうところは感情的に言われてしまうと、こっちの受取側の方としても心証としてちょっと悪くなってしまう可能性としては十分考えられるなど。恐らく冷静に話そうと思っても、多分何か聞き出したいから一生懸命、こう言ってというのが分かるんですけど、あんまり大声で叫ばれてしまうと、逆にちょっと苦しくなってくるのかなと、そのような印

象がありました。

5 番

先ほどから弁護士の方の話し方という話がありましたけれども、私の関わった裁判でも弁護士さんが結構特徴的な、個性が強い方が多いなというふうに率直に感じました。人によっては冷静、穏やかなんですけど、口調が強いとか、ものすごく早口で、その間に通訳が挟まっているということを忘れてしゃべっているのかなというようなことがありました。その聞き方だと多分通訳の人は困るだろうなというふうに感じるんですけど、マイペースでずっとそんな感じでやっているの、ちょっとそこはどうかなと思ったところがあります。その分、検察の方が堅実、冷静だったかなという印象です。人によるかなというふうに思いますけども。

6 番

私は、弁護士さんに対しての印象なんですけど、テレビで見ているようなすごく口論になるとか派手さというのは全然感じられない方で、冷静な方だったと思います。やはり、こちらの後ろの方にも弁論メモってあるんですけども、無罪を主張されているのも、こうだからこうだよということで分かりやすく、特にすごく印象的だったという感じではないんですが、淡々と弁護してくださっているような感じの印象でした。特にここを変えた方がいいよとか、そういうことはあまり、ごめんなさい、思い浮かばないということは別に良かったんじゃないかなと思います。いい方だったんだと思います。

7 番

一応、示談が進んでたので特に荒れることもなく進んだんで、弁護士さんの状況とかそういうのはこんなもんだろうなという感じで受け取っています。

弁護士

これはちょっとかなり絞った質問なんですけども、1番から4番さんは多分同じ事件で否認事件ということだったと思うんですけども、最終的に弁護側の主張を認めるか認めないのかはともかくとして、そもそも弁護士の言っている主張の中身自体が分かる、分からないという点で見たら弁論はどうだったでしょうか。

司会者

どなたか、代表してお願いします。

2番

経験者2番からまとめて話したいと思います。多分4人とも思っていることは、多分弁論の中身については、問題はなかったと思います。

弁護士

ありがとうございます。これで質問は以上とさせていただきます。

司会者

ありがとうございました。

それでは最後に、いろいろともう既に伺っているのですが、どうしてもこれを言い漏らしている、ちょっとこれだけは言っておきたいというようなことは皆さん、何かありますか。7番さん、どうぞ。

7番

補充の方の取扱いと言ったらおかしいんですけども、やっていることは基本的に皆さん一緒に、ただ病気とかになったら交代をする。法律で決まっているのはしょうがないとしても、ある程度全員参加させて最大から最小まで幅を決めた中で全員に参加させれば、何も抽選で分けるというか、それだけで選ばれただけなんで、全員させればいいんじゃないかという感じを持っています。

司会者

ありがとうございました。今の制度ですと、皆さんが経験したような形にせざるを得ないものですから、制度上の御意見として承りたいと思います。

7 番

一人増えようが、二人増えようがあまり影響はないのかなという感じで受け取ってます。

司会者

今日御意見をいただいたことを踏まえて広報活動等も、今後とも引き続き努力をしてまいりたいと考えています。特に企業の方等に対しては、今も出前講義等も実施しておりますけれども、そういったことも引き続いてやっていきたいと考えていますし、裁判員経験者の皆様方からお話もありましたが、それぞれの職場等で、経験をお話しいただいたり、また裁判官を呼んで広報をする機会というものを作ろうという話がありましたら、これもお話をいただければ出向いてまいりたいと思っています。

今日は本当にお忙しいところお集まりいただき、いい御意見をたくさんいただきましたので、それを生かしていけるように努力してまいりたいと思っています。

それでは、本日の裁判員経験者の皆様方の意見交換会は、以上で終了したいと思います。本日は長い時間、本当にありがとうございました。

以 上